

# 自宅が水害にあったとき！

## 1. 被害状況を写真に撮る

- ・被害の様子がわかる写真を撮る
  - ・家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
  - ・室内の被害状況もわかるように撮る
- ※市町村から災証明書を取得するときに役立ちます。  
また保険金の請求にも必要です。

## 2. 施行会社、大家、保険会社に連絡

- ・家の施工会社や大家さん、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
  - ・火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する
- ※どの保険会社に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう。

自然災害損保契約紹介センター（一般社団法人 日本損害保険協会内）

電話：0120-501331

※土日祝・年末年始をのぞく 9:15~17:00

## 3. 「り災証明書」の発行を受ける

- ・市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- ・被害認定の調査を受ける

■役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する「り災証明」が発行されます。

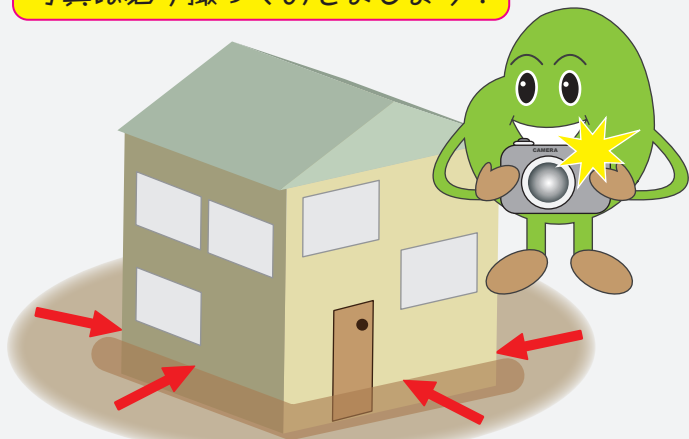
り災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行なわれ、発行までに数週間から1か月以上かかることもあります。

### ◆被害状況を写真に撮る

- ・被害の様子が確認できる写真を撮る
- ・家の外をなるべく4方向から浸水した深さがわかるように撮る
- ・室内の状況や家電なども撮る

写真は必ず撮っておきましょう！



### 【被害認定の目安（木造の戸建住宅）】

浸水の深さがもっとも浅い部分が  
1階の天井まで

全壊

床上  
浸水

床上1mまで

大規模半壊

半壊

半壊に至らない  
床上浸水

床下  
浸水

一部損傷

地盤面から  
45cm 超えて  
浸水

